

旅客連絡運輸規則の一部改正（2021 年 5 月 20 日九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号）

現行 (前略)	改正 (前略)
(普通乗車券の発売) 第 16 条 旅客が列車等に乗車船する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。 (1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車船（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、旅客規則第 68 条第 4 項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。 (2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車船（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が旅客規則第 16 条の 3 に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。 (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が 2 区間までのものに限る。）をそれぞれ 1 回乗車船（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。 (学生割引普通乗車券の発売) 第 17 条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 3 号）第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運	(普通乗車券の発売) 第 16 条 旅客が列車等に乗車船する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。 (1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車船（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、旅客規則第 68 条第 4 項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。 (2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車船（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が旅客規則第 16 条の 3 に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。 (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が 2 区間までのものに限る。）をそれぞれ 1 回乗車船（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。 <u>(普通乗車券の発売方)</u> <u>第 16 条の 2 前条の規定によって発売する普通乗車券の発売方については、旅客規則第 26 条の 2 の規定を準用する。</u>
(学生割引普通乗車券の発売) 第 17 条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 3 号）第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運	(学生割引普通乗車券の発売) 第 17 条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 3 号）第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運

現行	改正
賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。 (中略) (準用規定) 第45条 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。 (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方 第74条の4 特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金 第74条の5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金 第75条 旅客運賃・料金の概算收受 第76条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止 第88条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方 第89条 北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方 (中略) (特別車両料金) 第68条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。 (1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した料金 (2) 連絡会社線区間 別に連絡会社線ごとに定める料金 2 第35条第2項の規定により特別車両券(A)を発売する場合における前項各	賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。 (中略) (準用規定) 第45条 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、<u>第74条の6</u>、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。 (注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。 第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方 第74条の4 特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金 第74条の5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金 <u>第74条の6 補助寝台を使用する場合の急行料金</u> 第75条 旅客運賃・料金の概算收受 第76条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止 第88条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方 第89条 北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方 (中略) (特別車両料金) 第68条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。 (1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した料金 (2) 連絡会社線区間 別に連絡会社線ごとに定める料金 2 第35条第2項の規定により特別車両券(A)を発売する場合における前項各

現行	改正
号の特別車両料金は、次の各号に定めるところによる。 (1) 旅客会社線内又は連絡会社線 1 社内で、急行列車と普通列車とにまたがる場合 当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)による。 (2) 旅客会社線又は連絡会社線によって急行列車と普通列車との種別が異なる場合で、急行列車と普通列車とにまたがる場合は、次による。 イ 急行列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(A)による。 ロ 普通列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(B)による。 3 第 35 条第 <u>4</u> 項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第 1 項第 2 号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金とを併算した額とする。 (注) 第 1 項第 2 号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。 (以下略)	号の特別車両料金は、次の各号に定めるところによる。 (1) 旅客会社線内又は連絡会社線 1 社内で、急行列車と普通列車とにまたがる場合 当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間に対する特別車両料金(A)による。 (2) 旅客会社線又は連絡会社線によって急行列車と普通列車との種別が異なる場合で、急行列車と普通列車とにまたがる場合は、次による。 イ 急行列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(A)による。 ロ 普通列車の乗車区間に対しては、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(B)による。 3 第 35 条第 <u>5</u> 項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第 1 項第 2 号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金とを併算した額とする。 (注) 第 1 項第 2 号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。 (以下略)

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（1987 年 4 月 1 日九州旅客鉄道株式会社公告第 15 号）の一部を改正し、2021 年 5 月 27 日乗車となるものから施行します。